

2023年2月28日

各 位

です。

 会 社 名 株 式 会 社 大 光

 代表者名 代表取締役社長執行役員 金 森 武

(コード番号:3160 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役常務執行役員

管理本部長兼総務部長 秋 山 大 介

(TEL. 0584-89-7777)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2023年2月28日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、「食」「豊かさ」の本質を追究し、お客様、社員の幸福、豊かな社会の実現に貢献するという経営理念のもと、外食チェーン、ホテル、レストラン、事業所給食、学校給食などの多様な外食産業に対して業務用食品等の卸売を行う「外商事業」、小規模外食業者及び一般消費者に対して業務用食品等の小売やネット販売を行う「アミカ事業」、外食チェーン、大手水産会社、食品メーカー等に対して水産品の卸売を行う「水産品事業」の3つの事業を展開しております。

当社グループの主要販売先である外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大を受け、行動制限や飲食店等に対する営業制限の影響から厳しい経営環境が継続しておりましたが、2022年3月以降、こうした制限の解除に伴い回復傾向にあります。

当社グループにおきましては、外部環境の回復に加え、外商事業における既存得意先との深耕や新規得意先の開拓、アミカ事業における継続的な新規出店、水産品事業を通じた水産品提案の活発化に取り組み、2023年5月期の上期の売上高はコロナ前の水準まで回復しております。

特に、今後の成長ドライバーと位置付けるアミカ事業については、喫茶店・居酒屋などを経営されるプロのお客様を意識した豊富な品揃えと、メニュー提案から店舗運営まで食に関するあらゆる相談にお応えする付加価値の高いサービス提供により、他社との差別化を図っております。また、外食事業者だけでなく一般消費者向けにも商品ラインナップを拡充するなど販売活動に注力しております。家庭内における業務用食品ニーズの高まりを捉え一般消費者向けの売上が増加しており、今後は外食産業の回復に加えお祭り等の各種イベント需要の回復が進むことにより、当事業の更なる売上成長が期待されます。2023年2月28日現在、1都7県に48店舗直営展開しており、出店戦略については愛知県・岐阜県を中心とする東海地区におけるドミナント化を更に進めるとともに、他地区への販路拡大を進めていく方針

今回の新株式発行に伴う調達資金は、アミカ事業における今後の新規出店に必要な物流機能拡張及び 今後の人員増加に備えることを目的とした新本社兼物流センター取得のための設備投資資金の一部に充 当する予定です。今後の成長戦略に必要な資金を調達するとともに、自己資本の拡充により財務基盤を 強化することで、当社グループの更なる発展を実現し、企業価値を高めてまいります。設備投資の詳細 につきましては、本日公表のプレスリリース「固定資産の取得に関するお知らせ」をご参照ください。

また、売出人による当社株式の売出しにつきましては、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。

- 1. 公募による新株式発行(一般募集)
 - (1) 募集株式の 当社普通株式 1,200,000株 種類及び数
 - (2) 払 込 金 額 の 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規 決 定 方 法 定される方式により、2023 年 3 月 8 日(水)から 2023 年 3 月 13 日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。) に決定する
 - (3) 増加する資本金及 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される び資本準備金の額 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資 本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた 額とする。
 - (4) 募集 方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。 なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の

終値)に $0.90\sim1.00$ を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行 価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額と の差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 2023年3月15日(水)から2023年3月20日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 金森 武に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 2. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)
 - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 350,000 株 種 類 及 び 数

 - (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規 定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所にお ける当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日 に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切 捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出

価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
 - 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払 われる金額である引受価額(一般募集における払込金額と同一とす る。)を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 2023年3月16日(木)から2023年3月22日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 金森 武に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1. を参照のこと。)
 - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 232,500 株 種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少 し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数 は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
 - (2) 売 出 人 野村證券株式会社
 - (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引 受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
 - (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 232,500 株を上限として借入れる 当社普通株式の売出しを行う。
 - (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
 - (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
 - (7) 申込株数単位 100株
 - (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 金森 武に一任する。
 - (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 4. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1. を参照のこと。)
 - (1) 募集株式の 当社普通株式 232,500株 種類及び数
 - (2) 払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込 決 定 方 法 金額と同一とする。
 - (3) 増加する資本金及 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される び資本準備金の額 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資 本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた 額とする。
 - (4) 割 当 先 野村證券株式会社
 - (5) 申 込 期 間 2023年4月10日(月)

(申込期日)

- (6) 払 込 期 日 2023年4月11日(火)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 金森 武に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額(払込金額)の総額が1億円 以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3.株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集及び前記「2.株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から232,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、232,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2023年2月28日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式232,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、2023年4月11日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から2023年4月5日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 13,450,800株 (2023年2月28日現在)

公募増資による増加株式数 1,200,000株

公募増資後の発行済株式総数 14,650,800株

本件第三者割当増資による増加株式数 232,500株 (注)

本件第三者割当増資後の発行済株式総数 14,883,300株 (注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限859,296,925円については、全額を2024年3月までにアミカ事業における物流機能拡張及び今後の人員増加に備えることを目的とした新本社兼物流センター取得のための設備投資資金3,120百万円(2023年5月末までに775百万円、2024年5月期に2,345百万円〉の一部に充当する予定であります。

実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、当社の設備投資計画は、2023年2月28日現在、以下のとおりとなっております。

会社名事業所名	セグメント	設備の	投資予定金額 (千円)		資金調達	着手及び完了予定		完成後の
(所在地)	の名称	内容	総額	既支払額	方法	着手	完了	増加能力
アミカ事業本部 (岐阜県大垣市)	アミカ事業	統括業務 施設備及 で物流センター	3, 120, 000	-	借入金、增資資金	2023 年 3 月	2024 年 3 月	敷地面積 16,700 ㎡
当社アミカ店舗 (愛知県刈谷市)	アミカ事業	店舗設備 新設	279, 504	235, 159	自己資金	2022 年 10 月	2023 年 3月	売場面積 684 ㎡
当社アミカ店舗 (静岡県)	アミカ事業	店舗設備 新設	229, 867	10, 490	自己資金	2023 年 2月	2023 年 6月	売場面積 1,090 ㎡

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 投資予定金額には、保証金を含んでおります。
- (2)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3)業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載のとおり充当することで、物流機能の拡張によりさらなる多店舗展開を目指していくにあたっての物流機能の拡張につながり、当社グループの企業価値向上及び中長期的な成長に資するものであると考えております。

4. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつとして認識しており、中長期的な企業価値の増大が利益還元の最大の源泉になるものと考えております。配当政策につきましては、将来の企業価値の増大に向けた事業展開のための内部留保を図るとともに、当社の財務状況、収益動向及び配当性向等を総合的に判断しつつ、継続的かつ安定的な配当を年2回行うことを基本的な方針としております。

(2)配当決定にあたっての考え方

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は、「取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、新店舗への投資、人材確保・育成投資、物流・販売拠点整備及び経営管理機構の強化等中長期的な企業価値の増大を図るための先行投資に投入していく こととしております。

(4)過去3決算期間の配当状況等

	2020年5月期	2021年5月期	2022年5月期
1株当たり連結当期純利益 又は連結当期純損失(△)	16.51円	△33. 33円	1.30円
1株当たり年間配当額	9.00円	9.00円	9.00円
(うち1株当たり中間配当額)	(4.50円)	(4.50円)	(4.50円)
実績連結配当性向	54.5%		689.8%
自己資本連結当期純利益率	4.6%	△9.7%	0.4%
連結純資産配当率	2.5%	2.6%	2.8%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
 - 2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失を自己資本(期首と期末の平均)で除した数値であります。
 - 3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産額(期首と期末 の平均)で除した数値であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

- (1)配分先の指定
 - 該当事項はありません。
- (2) 潜在株式による希薄化情報 該当事項はありません。
- (3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等
 - ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。
 - ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2020年5月期	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期			
始 値	627円	677円	677円	711円			
高 値	740円	719円	735円	750円			
安 値	420円	607円	648円	618円			
終値	684円	677円	716円	669円			
株価収益率	41. 43倍	△20.31倍	550.77倍				

- (注) 1.2023年5月期の株価については、2023年2月27日現在で表示しております。
 - 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等該当事項はありません。
- (4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である金森武、藤澤浩及び倭雅美並びに当社株主である金森久及び金森智は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量 で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。